

番号	質問事項	回答
1	実施要領書 2 (4)(5)および 8 (1)(2) 運賃・協賛金は受託者の収入となる。よって運行開始後に要する費用が3,5 5 0 万円の場合推定収入500万円を相殺した3,050万円の見積書とする、と理解しましたが相違ないでしょうか？その場合、実際の収入が見込みより少ない300万円であっても支払いは3,050万円、実際の収入が見込みより多い600万円であっても支払いは3,050万円でしょうか？	見積書に関しては相違ないです。 支払いに関しては、本委託業務においては、運賃・協賛金の収入が確定した時点で実収入に合わせた金額に変更する予定です。
2	実施要領 3 項プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項の（6）において「一般乗用旅客自動車運送事業の許可を静岡交通圏において有する交通事業者又は交通事業者を含む事業者グループであること。」と記載がありますが、静岡交通圏の一般乗用旅客自動車運送事業の許可をうけていることは、必須条件でしょうか。 静岡交通圏は、「又は交通事業者を含む事業者グループであること」までかかるのでしょうか。 静岡交通圏の事業者においても、ドライバー不足の課題があるため、他地域の一般乗用旅客自動車運送事業者でも参加資格があるかどうかご教示ください。	一般乗用旅客自動車運送事業の許可を静岡交通圏において有することは必須条件です。 （6）本文中の「道路運送法第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を静岡交通圏において有する」は、直後の「交通事業者」及び、「又は」に続く「交通事業者を含む事業者グループ」の両方にかかります。
3	運行事業者は既に決定しておられますか。（当方にて運行事業者を探す必要がありますか） また、委託料などは当方にて交渉する必要がありますか。	実施要領 3 プロポーザルに参加するものに必要な資格に関する事項（6）及び（7）に記載のとおりです。
4	実施要領P 4、8 見積書について 事前準備に要する費用（上限4,500,000円）とは、今年度支払い額の上限であり、業務全体における事前準備に要する費用の内訳が4,500,000円以上であっても、業務完了後の支払い対象となると理解いたしますが、相違ないでしょうか？ また、④運行開始後に要する費用の中に（7）※車両準備とありますが、車両購入を行う場合は、業務完了後の支払いになると理解いたしますが、相違ないでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	業務仕様書 4 実証運行の概要について 業務仕様において（発注者が指定する）必ず停留所を設けなければならない施設等がありますか？ また、「※各エリアの接続は共通の停留所で乗り換えを想定」とありますが、仕様書の運行エリア図ではエリアが重なる地点が無いと見受けられます。共通の停留所の設置方法の具体例についてご教示願います。	公募開始時点で発注者が指定する停留所は、県立総合病院とJR東静岡駅北口・南口を想定しています。 共通の停留所については、公募開始時点では曲金・豊田地区内で乗り換えしやすい箇所を想定しています。
6	本事業では、2つの区画を設定しており、区画を跨ぐ際には乗り換え運行を想定しているかと存じますが、その背景をご教示いただくことは可能でしょうか？ 示されている区画面積であれば、区画を分けずに一体的に配車を行う方が効率的であり、住民の利便性も高く保持できると考えるためです。	エリア外停留所である県立総合病院に運行が集中した場合でも、需要が見込まれる曲金・豊田地区内の車両を確保する必要があると考えたためです。
7	区画を分けることが必須である場合、理由に応じて、上記やその他の代替手段にて対応するご提案を審査会にて行うことは可能でしょうか？ 一部仕様書とは異なる提案となってしまう可能性があるため、念のため確認をさせていただきますと幸いです。	エリアを分けることは必須ではありません。
8	仕様書 4 「停留所は 1 0 0 か所程度想定」とありますが、停留所は誰が選定するのでしょうか？静岡市様？受託者？見積金額に影響があるためご教示ください。	協賛金募集活動を通して決定していきますので、市と受託者が連携して選定することとなります。

番号	質問事項	回答
9	運行車両の準備について 本業務の運行に使用する車両の調達に係る費用（車両購入やリース）は、経費の対象となると理解いたしますが、相違ないでしょうか？ その際、車両の所有者（または契約者）は、運行事業者の名義となると理解いたしますが、相違ないでしょうか？ この他、車両調達に関する取扱いの詳細について、業務仕様で定められるものがありましたらご教示願います。	車両の調達に係る費用は、実施要領 8 （2）④（7）に記載のとおり、本業務の費用に含まれています。 車両の所有者（または契約者）を含む取扱いに関しては、道路運送法21条に基づく適切な運行が可能な取扱いとしてください。
10	業務仕様書 5 （3）①、④、⑤等の業務管理者について 仕様書上の「業務管理者」の定義（役割）をご教示願います。 業務全体を総括する者として、事業者グループ代表事業者から選任するものでしょうか？ または、システム管理者を指すのでしょうか？ 前者の場合、5 （3）①には「システムは、…(中略)…業務管理者のための管理機能を備え、」とありますが、システム管理画面を代表事業者に置かずに、事業者グループの共同事業者がシステム管理を行うことで問題ないでしょうか？	業務管理者は、システム管理者とは違い、業務全体のスケジュール管理やマネジメントといった管理総括をする者や各個別業務を管理総括する者を指します。 そのため、事業者グループの共同事業者がシステム管理を担うことは差し支えありません。
11	業務仕様書 5 （3）②ウについて 「南北エリアをまたぐ移動」は、JR東静岡駅の北口もしくは南口を乗継地点とし、利用者が駅南北通路を自ら渡ると、次の車両が反対口で待機している状態を1回の予約操作で完結できることを想定しているのでしょうか？この場合の運賃はエリア外停留所利用として600円を想定しているのでしょうか？	南北エリアをまたぐ移動の際は、曲金・豊田地区内で乗り換えしやすい停留所を共通の停留所として乗り継ぎを行い、南北をまたぐ移動を1回の予約操作で完結する想定です。 運賃は南側・北側ともに本業務のエリア内のため、400円です。
12	業務仕様書 5 （5）②について 協賛金を募るための必要な手続きの補助とは、具体的にどのような業務が想定されるのでしょうか？また、補助とは、発注者が行う行為を補助すると理解いたしますが、相違ないでしょうか？	仕様書 5 （5）②に記載してあるとおり、協賛金募集活動は受注者と市が連携して行うこととしていますので発注者の補助を示すものではありません。 必要な手続きは提案内容によって決定することになります。公募開始時点での本市の想定としては、協賛金支払いの合意がとれた上で行う契約等協賛金を収受するために必要な各種事務手続きを想定しています。必要な手続きの補助とは各種事務手続きに係る書類作成等を想定しています。
13	業務仕様書 5 （5）③について 住民説明会の支援とは、行政が企画・実施する住民説明会に運営補助者などとして参加する業務と理解いたしますが、相違ないでしょうか？	本業務において必要な住民説明会の支援を求めるものです。
14	業務仕様書 5 （5）③について 「地域住民への周知活動を支援すること」とありますが、発注者側で実施する想定である地域住民への周知活動内容についてご教示願います。	本業務において必要な地域住民への周知活動への支援を求めるものです。 公募開始時点では、関係自治会への説明、エリア内での回覧、住民説明会、医師会・商工会議所等各種関係機関への個別説明を想定しています。
15	業務仕様書 5 （5）③、④について 案内チラシやパンフレット、停留所マップの作成・印刷が受託業務範囲と見受けられますが、印刷物は発注者へ納品し、発注者にて使用される印刷物となるのでしょうか？ また、受注者側で印刷物の配布等を行う場合、仕様書に明示される想定制作数以外で追加制作する必要があるのでしょうか？	発注者への納品は必要ですが、印刷物は事業全体で使用するものです。
16	仕様書 5 (5)⑤ 「停留所設置にあたり、設置場所の近隣住民等と協議等を行う」とありますが、どのような協議を想定されていますでしょうか？設置の許可？設置場所？	公募開始時点では協議等としては、近隣住民等とのトラブルを防ぐための協議で、事前説明や設置の許可承諾、実際の停留所の設置箇所の決定を想定しています。

番号	質問事項	回答
17	業務仕様書 5（5）⑤について 停留所の設置にあたる必要な許可申請の補助とは、具体的どのような業務が想定されるか、ご教示願います。	公募開始時点では、道路使用許可、道路占用許可、私有地所有者との借用書や覚書等が必要な許可申請と想定しています。 必要な許可申請の補助とは、必要な許可申請に関する書類作成等を想定しています。
18	仕様書 5（9）③アについて 「改善策の立案及び実施は運行期間中2回程度を想定」とありますが、改善内容に関する定め（例：配車システムの改良を伴う改善を行わなければならない等）、および改善実施時期の指定は無いと理解いたしますが、相違ないでしょうか？	改善内容及び改善実施時期についての定めはありませんが、検証期間を十分に設けられる時期での実施を想定しています。
19	仕様書 5（9）③ア 「利用状況の分析にはアンケートの実施を想定。改善策の立案及び実施は運行期間中2回程度を想定。」とありますが、アンケートも2回実施するということでしょうか？見積金額に影響があるためご教示ください。	アンケートの実施も2回を想定しています。
20	仕様書 5（9）③ウについて アンケートの実施量を試算するため、エリア内の住宅戸数や企業数（全数）をご教示願います。 また、アンケートを郵送する場合、送付先の抽出や宛先住所ラベルの作成を発注者にて実施いただくことは可能でしょうか？	お示しできる数字（概数）は次のとおりです。 古庄・長沼地区世帯数：8,900、事業者数（全分類）：430 曲金・豊田地区世帯数：21,200、事業者数（全分類）：800 世帯数・事業者数（全分類）はそれぞれ、「地域経済分析システムRESAS（ https://resas.go.jp ）」の「地域人口メッシュ分析」・「事業所立地分析」を使用して示しています。「地域人口メッシュ分析」は総務省の国勢調査に関する地域メッシュ統計（2020）を、「事業所立地分析」においては日本ソフト販売株式会社の電話帳データ（2024）を出典としています。 アンケートを郵送する際に、住民基本台帳から無作為抽出にて実施する必要がある場合は、送付先の抽出と宛先住所ラベルの作成は受注者にて用意いただいたラベルを用いて本市にて実施します。
21	車イスをご利用の方の乗車に関して、満たすべき仕様があればご教示願います。	車いすをご利用の方の乗車に関して本市が指定する仕様はありません。
22	業務仕様書 6（1）について 本格運行に至った際の市からの不足額支援やインセンティブ制度とは、5（10）②で令和8年10月末までに行う新たなビジネスモデル提案を元に発注者側で検討され、ここで示された市補助制度等の内容を踏まえて、5（10）③で業務完了時に修正を加えたビジネスモデル提案すると理解いたしますが、相違ないでしょうか？	相違ないです。
23	業務仕様書 6（2）について 事業者グループ内部で委託契約を結ぶことは、第三者への委託に該当しないため、問題無いと理解いたしますが、相違ないでしょうか？（例：代表事業者が事業グループの共同事業者であるシステム会社と行う役務提供と対価支払いのための業務契約など）	相違ないです。
24	企画提案書P6 1-5.事業実績について 「※事業者グループの場合は代表事業者の実績」とありますが、AIオンデマンド交通の事業実績が事業者グループの代表事業者ではなく、共同事業者である場合、共同事業者の業務実績を記載して良いのでしょうか？もしくは、AIオンデマンド交通の実績でないものでも代表事業者の業務実績（一般乗合旅客自動車運送事業の実績等）を記載すべきでしょうか？	共同事業者の業務実績を記載していただいて構いません。 AIオンデマンド交通の実績のみを記載して下さい。 現在は修正した企画提案書を掲載しております。